



発行 新潟県  
**第 26 号**  
 平成26年4月8日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 599 災害対策基本法による指定地方公共機関の指定の一部改正（防災企画課）
- 600 農作物奨励品種の指定（農産園芸課）
- 601 漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（水産課）
- 602 海岸保全区域の変更（漁港課）
- 603 種苗生産事業者の登録の失効（治山課）
- 604 土地改良区連合役員の就任届（農地計画課）
- 605 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 606 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 607 公共測量の終了通知（監理課）
- 608 公共測量の終了通知（監理課）
- 609 公共測量の終了通知（監理課）
- 610 公共測量の終了通知（監理課）
- 611 公共測量の終了通知（監理課）
- 612 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 613 都市計画の図書の写しの縦覧（下水道課）
- 614 都市計画の図書の写しの縦覧（下水道課）
- 615 港湾施設の変更（港湾整備課）

公 告

- 危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催（消防課）
- 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の開催（消防課）

告 示

◎新潟県告示第599号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第6号の規定による指定地方公共機関の指定(昭和37年11月新潟県告示第1100号)の一部を次のとおり改正する

平成26年4月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

「株式会社佐渡テレビジョン」を  
 「株式会社佐渡テレビジョン  
 一般社団法人新潟県歯科医師会  
 公益社団法人新潟県薬剤師会」に改める。

◎新潟県告示第600号

新潟県農作物奨励品種規定（昭和28年1月新潟県告示第83号）第2条第1項の規定により、次の品種を新潟県農作物奨励品種に指定する。

平成26年4月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

水稻「コシヒカリ新潟B L13号」

◎新潟県告示第601号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を平成26年4月8日から平成26年4月22日まで縦覧に供する。

平成26年4月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

加入区	発起人氏名	発起人住所	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合名称	縦覧場所
名立	小林 秋夫	新潟県上越市名立区名立小泊342番地	名立漁業協同組合	名立漁業協同組合
	安藤 廣一	新潟県上越市名立区名立小泊407番地		
	大門 燈一	新潟県上越市名立区名立小泊262番地		

◎新潟県告示第602号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定による海岸保全区域の指定(平成13年3月23日新潟県告示第575号)を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県農林水産部漁港課において縦覧に供する。

平成26年4月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

海岸の名称			指定区域
沿岸名	漁港海岸名	地区海岸名	
佐渡沿岸	水津漁港海岸	水津地区海岸	基点1、2、3、4及び基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域 基点1 佐渡市大字水津字浜803番4に設置された標柱 基点2 基点1から真北90度100メートルの点 基点3 基点2から真北180度190メートルの点 基点4 基点1から真北180度80メートルの点
		片野尾地区海岸	基点1、2、3、4及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域並びに基点5、6、7、8及び基点5を順次結んだ線により囲まれた区域 基点1 佐渡市大字片野尾字南100番に設置された標柱 基点2 基点1から真北113度85メートルの点 基点3 基点2から真北23度110メートルの点 基点4 基点1から真北10度30分90メートルの点 基点5 佐渡市大字片野尾字中村67番に設置された標柱 基点6 基点5から真北113度100メートルの点 基点7 基点6から真北203度50メートルの点 基点8 基点5から真北214度50メートルの点

◎新潟県告示第603号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次のとおり種苗生産事業者の登録が失効した。  
平成26年4月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

登録番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所		失効年月日
	氏名又は名称	住所又は所在地	種穂		苗木		名称	所在地	
			採取	精選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木育成			
527	酒井 武一	阿賀野市上江端1853番地	○	○	○			阿賀野市野田	平成26年3月24日
224	千樹園園主 明田川 均	三条市大字下保内3017番地	○	○	○	○	千樹園	三条市大字下保内	平成26年3月28日
612	明田川 均	三条市大字下保内3017番地	○	○	○	○	千樹園	三条市大字下保内	平成26年3月28日

◎新潟県告示第604号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南魚沼市の五城土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成26年4月8日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 就任

理事 南魚沼市泉甲624 上村 美作

就任年月日 平成26年3月28日

◎新潟県告示第605号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南魚沼市の五城土地改良区の定款の変更を平成26年3月31日認可した。

平成26年4月8日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第606号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の土地改良事業の工事が完了した。

平成26年4月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
太齋	県営区画整理（担い手育成基盤整備）事業	新発田市	平成26年3月26日

◎新潟県告示第607号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により新潟県知事（三条地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）中之島中部「2次」地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成25年7月17日から平成26年3月7日まで
- 3 作業地域 長岡市中之島ほか 地内

**◎新潟県告示第608号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成25年7月9日から平成26年3月24日まで
- 3 作業地域 中魚沼郡津南町（一部）

**◎新潟県告示第609号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 平成25年10月17日から平成26年3月20日まで
- 3 作業地域 佐渡市赤泊地内 284km<sup>2</sup>

**◎新潟県告示第610号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）4点
- 2 作業期間 平成25年10月21日から平成25年11月30日まで
- 3 作業地域 上越市名立区茶屋ヶ原地内 国道8号

**◎新潟県告示第611号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（十日町地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業 津南地区（割野換地区）確定測量）
- 2 作業期間 平成25年8月12日から平成26年1月31日まで
- 3 作業地域 中魚沼郡津南町大字下船渡ほか 地内

**◎新潟県告示第612号**

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年4月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 起業者の名称  
新潟県厚生農業協同組合連合会
- 2 事業の種類  
公益財団法人小千谷総合病院と新潟県厚生農業協同組合連合会魚沼病院の統合に伴う新潟県厚生農業協同組合連合会小千谷総合病院新築事業
- 3 起業地  
(1) 収用の部分

小千谷市大字平沢新田、大字千谷及び大字千谷川地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

公益財団法人小千谷総合病院と新潟県厚生農業協同組合連合会魚沼病院の統合に伴う新潟県厚生農業協同組合連合会小千谷総合病院新築事業（以下「本件事業」という。）は、公的医療機関の開設者である厚生農業協同組合連合会が病院を新築するものであり、法第3条第24号に掲げる医療法（昭和23年法律第205号）による公的医療機関に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である新潟県厚生農業協同組合連合会は、公益財団法人小千谷総合病院（以下「小千谷総合病院」という。）と新潟県厚生農業協同組合連合会魚沼病院（以下「魚沼病院」という。）を統合し新たに病院を開設することについて、財団法人小千谷総合病院・厚生連魚沼病院統合協議会です承を得ており、また、必要な予算についても新潟県厚生農業協同組合連合会平成25年度臨時総会で議決されている。

したがって、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

本件事業の起業地である小千谷市では、小千谷総合病院及び魚沼病院（以下「両病院」という。）を含む3病院と開業医を中心に医療活動が行われているが、医師不足のために常勤の勤務医が年々減少しており、診療科を廃止する等、診療体制を縮小せざるを得ない状況になっている。

また、両病院は、建物の老朽化及び新潟県中越地震での被災によりコンクリートの剥離や給排水設備からの漏水などが生じており、建替えの必要がある中、小千谷市周辺の病院の施設整備が進むにつれ、整備が遅れている両病院では患者数が減少し病院経営にも影響が出てきている。

本件事業の実施により、両病院の医療資源を集約し有効活用を図ることで、安定的な医療提供が可能となるほか、医療技術の高度化や近代化、療養環境の充実、患者サービスの向上等の多様化する医療ニーズに対応し、小千谷市及びその周辺地域の医療レベルの向上並びに新たな医師確保につなげることが可能となる。また、救急指定病院及び第二次救急医療機関として、住民が安心できる地域の中核医療機関としての役割を担い、地域に貢献することができる。

本件事業による周辺環境への影響を最小限に抑えるため、起業者は施工に当たっては低騒音型や排出ガス対策型の建設機械を用いる等環境保全に努めると共に、できるだけ多くの緑地を確保し周辺環境に配慮することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区に指定されていないこと及び埋蔵文化財が確認されていないことを起業者が小千谷市に確認しており、工事中に遺物や遺構等の埋蔵文化財を発見した場合、起業者は直ちに市と対応を協議することとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地は、両病院とも老朽化と狭あいのため現在の敷地内での増築又は建替えが困難であることから、社会的条件及び自然的条件を考慮して新築可能な6箇所を選定し比較検討した結果、患者の通院や救急搬送等の交通の利便性がよいこと、電気、ガス、水道等の引込みが容易であること及び自然災害の危険が少ないことから、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように両病院を統合して新築することにより、安定した医療の提供や多様化する医療ニーズへの対応を図り、地域医療への貢献を目指すものである。

現在の両病院は、老朽化及び新潟県中越地震での被災に伴い、建替えの必要が生じていることに加え、医師不足により勤務医の減少や診療科の廃止といった影響が出ている。また、環境整備の遅れにより、療養環境の充実やプライバシーへの配慮を求める患者のニーズを満たしていない現状である。さらに、平成24年度末には小千谷総合病院で外科医師4名が退職し、診療機能の維持が困難な状況となっていることから、病院機能の低下及び地域住民への医療提供に支障を来している。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

小千谷市役所総務課病院統合支援室

◎新潟県告示第613号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年 4 月 8 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

種類 佐和田都市計画下水道

名称 佐渡市公共下水道（国府川処理区）

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局下水道課

◎新潟県告示第614号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年 4 月 8 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

種類 真野都市計画下水道

名称 佐渡市公共下水道（国府川処理区）

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局下水道課

◎新潟県告示第615号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、新潟港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり変更する。

平成26年 4 月 8 日

新潟港港湾管理者 新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

平成25年 4 月 9 日新潟県告示第538号指定分

種類	名称	位 置	数量及び能力
保管施設	中央ふ頭(東) 4号野積場	北蒲原郡聖籠町 東港2丁目地内	面積30,635.94平方メートル 未舗装

を

種類	名称	位置	数量及び能力
保管施設	中央ふ頭(東) 4号野積場	北蒲原郡聖籠町 東港2丁目地内	面積35,019.69平方メートル 未舗装

に変更する。

## 公 告

### 危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催について(公告)

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり開催する。

平成26年4月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 講習会の期日及び場所

開催地	会場名(所在地)	実施期日
新潟市	新潟テクノスクール (新潟市中央区鑑西1-11-2)	平成26年6月12日
佐渡市	佐渡農業協同組合 (佐渡市原黒300-1)	平成26年6月16日
佐渡市	アミューズメント佐渡 (佐渡市中原234-1)	平成26年6月17日
糸魚川市	糸魚川建設会館 (糸魚川市南押上3-3-36)	平成26年6月19日
上越市	上越人材ハイスクール (上越市高土町3-1-15)	平成26年6月23日 平成26年6月24日
長岡市	長岡新産管理センター (長岡市新産2-1-4)	平成26年6月27日
新発田市	新発田市生涯学習センター (新発田市中央町5-8-47)	平成26年7月2日
新潟市	新潟テクノスクール (新潟市中央区鑑西1-11-2)	平成26年7月10日
十日町市	十日町地域地場産業振興センター(クロス10) (十日町市本町6)	平成26年7月17日
新潟市	新潟テクノスクール (新潟市中央区鑑西1-11-2)	平成26年7月23日
三条市	燕三条地場産業振興センター(メッセピア) (三条市須頃1-17)	平成26年7月24日
村上市	村上市民ふれあいセンター (村上市岩船3270)	平成26年8月25日
新潟市	新潟テクノスクール (新潟市中央区鑑西1-11-2)	平成26年8月28日
長岡市	長岡新産管理センター (長岡市新産2-1-4)	平成26年9月2日
糸魚川市	糸魚川建設会館 (糸魚川市南押上3-3-36)	平成26年9月4日
南魚沼市	南魚沼市ふれ愛支援センター (南魚沼市坂戸399-1)	平成26年9月8日

上越市	上越人材ハイスクール (上越市高土町3-1-15)	平成26年9月16日 平成26年9月17日
新潟市	新潟テクノスクール (新潟市中央区鑑西1-11-2)	平成26年10月2日
柏崎市	柏崎エネルギーホール (柏崎市駅前2-2-30)	平成26年10月7日
加茂市	加茂市産業センター (加茂市幸町2-2-4)	平成26年10月23日
新発田市	新発田市生涯学習センター (新発田市中央町5-8-47)	平成26年10月28日
小千谷市	小千谷市総合福祉センター(サンラックおぢや) (小千谷市大字桜町5140)	平成26年10月30日
新潟市	新潟テクノスクール (新潟市中央区鑑西1-11-2)	平成26年11月5日
三条市	燕三条地場産業振興センター(メッセピア) (三条市須頃1-17)	平成26年11月11日
長岡市	長岡新産管理センター (長岡市新産2-1-4)	平成26年11月13日
上越市	上越人材ハイスクール (上越市高土町3-1-15)	平成26年11月18日
新潟市	新潟テクノスクール (新潟市中央区鑑西1-11-2)	平成27年2月17日 平成27年2月18日

## 2 講習の対象者

危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において、現に危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者及び現に危険物の取扱作業に従事していないが、受講を希望する危険物取扱者とする。

## 3 講習時間等

受付時間 午前の講習の場合は、午前9時から

午後の講習の場合は、午後1時から

講習時間 午前の講習の場合は、午前9時30分から午前12時30分まで

午後の講習の場合は、午後1時30分から午後4時30分まで

## 4 受講申請受付期間

- (1) 講習期日が6月12日のときは、平成26年5月8日から22日まで
- (2) 講習期日が6月16日のときは、平成26年5月13日から27日まで
- (3) 講習期日が6月17日のときは、平成26年5月13日から27日まで
- (4) 講習期日が6月19日のときは、平成26年5月15日から29日まで
- (5) 講習期日が6月23日、24日のときは、平成26年5月20日から6月3日まで
- (6) 講習期日が6月27日のときは、平成26年5月23日から6月6日まで
- (7) 講習期日が7月2日のときは、平成26年5月28日から6月11日まで
- (8) 講習期日が7月10日のときは、平成26年6月5日から19日まで
- (9) 講習期日が7月17日のときは、平成26年6月12日から26日まで
- (10) 講習期日が7月23日のときは、平成26年6月18日から7月2日まで
- (11) 講習期日が7月24日のときは、平成26年6月19日から7月3日まで
- (12) 講習期日が8月25日のときは、平成26年7月18日から8月4日まで
- (13) 講習期日が8月28日のときは、平成26年7月24日から8月7日まで
- (14) 講習期日が9月2日のときは、平成26年7月28日から8月11日まで
- (15) 講習期日が9月4日のときは、平成26年7月31日から8月18日まで
- (16) 講習期日が9月8日のときは、平成26年8月5日から19日まで
- (17) 講習期日が9月16日、17日のときは、平成26年8月11日から27日まで
- (18) 講習期日が10月2日のときは、平成26年8月28日から9月11日まで

- (19) 講習期日が10月7日のときは、平成26年9月2日から16日まで
- (20) 講習期日が10月23日のときは、平成26年9月18日から10月2日まで
- (21) 講習期日が10月28日のときは、平成26年9月22日から10月7日まで
- (22) 講習期日が10月30日のときは、平成26年9月25日から10月9日まで
- (23) 講習期日が11月5日のときは、平成26年10月1日から15日まで
- (24) 講習期日が11月11日のときは、平成26年10月7日から21日まで
- (25) 講習期日が11月13日のときは、平成26年10月9日から23日まで
- (26) 講習期日が11月18日のときは、平成26年10月14日から28日まで
- (27) 講習期日が平成27年2月17日、18日のときは、平成27年1月14日から28日まで

5 受講申込先

新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル内  
 郵便番号950-0965 電話番号025-285-3490  
 公益財団法人新潟県危険物安全協会

6 受講手数料

4,700円分の新潟県収入証紙で納入

7 その他

- (1) 受講当日、受講者は免状を持参し、受付時に提出すること。
- (2) 受講申請書は、公益財団法人新潟県危険物安全協会及びその地区支会及び市町村消防本部（署）並びに新潟県防災局消防課に準備してある所定の用紙を使用すること。
- (3) この講習についての照会は、公益財団法人新潟県危険物安全協会及びその地区支会及び市町村消防本部（署）並びに新潟県防災局消防課へ行うこと。

**工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の開催について（公告）**

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり開催する。

平成26年 4 月 8 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 講習の期日及び場所

講習区分	講習期日	講習会場
特殊消防用設備等	8月22日（金）	技術士センタービル I
消火設備	7月23日（水）	新潟ユニゾンプラザ
	11月18日（火）	ハイブ長岡
	11月26日（水）	新潟ユニゾンプラザ
警報設備	7月24日（木）	新潟ユニゾンプラザ
	11月13日（木）	上越テクノスクール
	11月19日（水）	ハイブ長岡
	11月27日（木）	新潟ユニゾンプラザ
避難設備・消火器	7月25日（金）	新潟ユニゾンプラザ
	11月14日（金）	上越テクノスクール
	11月20日（木）	ハイブ長岡
	11月28日（金）	新潟ユニゾンプラザ

2 講習区分及び講習の対象となる消防設備士の種類

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類
特殊消防用設備等	甲種特類
消火設備	甲種第1類、甲種第2類、甲種第3類 乙種第1類、乙種第2類、乙種第3類
警報設備	甲種第4類、乙種第4類、乙種第7類
避難設備・消火器	甲種第5類、乙種第5類、乙種第6類

3 講習科目及び講習時間

講 習 科 目	講 習 時 間

(1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項	2時間30分
(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項	4時間
(3) 効果測定	30分

## 4 受講申請手続

## (1) 受付期間

## ① 7月講習及び特殊消防用設備等講習

平成26年6月16日(月)から平成26年6月27日(金)まで

## ② 11月講習

平成26年9月16日(火)から平成26年9月30日(火)まで

## (2) 受付場所

新潟市中央区新光町10番地3 技術士センタービルⅡ2階 一般財団法人新潟県消防設備協会

## (3) 必要書類等

## ① 受講申請書(講習区分ごとに提出する。)

## ② 写真1枚(申請書提出前6ヶ月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルで正面无帽上半身のもの。受講申請書の写真欄に貼付する。)

## ③ 受講手数料7,000円(新潟県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼付する。)

## 5 その他

## (1) 受講案内書及び受講申請書配布場所

一般財団法人新潟県消防設備協会、新潟県防災局消防課、県内消防本部及び消防署

## (2) 受講時に持参するもの

消防設備士免状、受講票、筆記用具

## (3) 問い合わせ先

一般財団法人新潟県消防設備協会 電話025-284-2420